

# 小平市男女共同参画推進審議会の概要

## 1 根拠と目的

- ・市長の附属機関（地方自治法第 202 条の 3）
- ・小平市では、平成 21 年施行の「小平市男女共同参画推進条例」第 18 条で、“市の男女共同参画を推進するため” 設置

## 2 小平市での成り立ち

平成 11 年、小平市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」）の前身である「小平市女性施策推進協議会」を設置。平成 13 年、名称を「小平市女性施策推進協議会」から「小平市男女共同参画推進協議会」に改正。

平成 21 年 4 月、小平市男女共同参画推進条例の施行によって、協議会から審議会へ移行した。

- 参考 **他区市の設置状況** 21 区/23 区中（中野区、江戸川区以外）、  
25 市/26 市中（福生市以外）

## 3 所掌事務

小平市男女共同参画推進条例 19 条「市の男女共同参画に関する重要事項について、市長の諮問を受けて審議し、又は市長に意見を述べることができる。」

小平市では、市の男女共同参画推進計画の進捗管理を行うこととし、毎年度、審議会に計画の推進状況を報告、意見を付して公表している。

- 実際には年 2～3 回。会議は 2 時間。計画の進捗管理や情報交換。諮問実績なし。

## 4 審議会の構成メンバー

市長が委嘱する委員 10 名以内。

任期 令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日（公募市民 4 名、学識経験者 4 名、  
事業者・団体の代表 2 名）

## 5 小平アクティブプラン 21（第三次小平市男女共同参画推進計画）の策定経緯と進捗管理

平成 4 年、市は女性施策調整担当（部署）を設置。女性施策を推進する指針として、庁内で「女性施策推進計画」の策定に取り組みはじめる。平成 5 年、市民を対象とした市民意識実態調査を実施、その後の検討を経て、平成 8 年「小平市女性施策推進計画（小平アクティブプラン 21）」を策定した（計画期間：平成 8～17 年度）。計画は、時代の情勢に応じ改定を 3 回、現在の「小平アクティブプラン（第三次小平市男女共同参画推進計画：平成 29～33 年度）」にいたる。

- 計画の推進・進行管理の考え方
  - ・市における「小平市男女共同参画推進委員会」（庁内委員会）、「小平市男女共同参画推進本部」による意見
  - ・附属機関「小平市男女共同参画推進審議会」による意見
  - ・公募市民「小平市男女共同参画推進実行委員会」や、市民団体による具体的な事業実施

## 6 令和2年度以降の方向性

- 次期の計画策定を見据えた審議内容
- 社会潮流を反映した計画の策定（男性の家事育児、DV 被害者支援の充実、性的マイノリティの人権、女性活躍推進）

次期の計画期間 : 令和4年度～8年度（5年）

計画策定に係る期間 : 令和2年度 調査等の実施により現状分析、報告書作成

令和3年度 計画策定、計画書作成

年 度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
(西暦)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
【国】第4次男女共同参画基本計画	第4次基本計画										
	「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」										
東京都男女平等参画推進総合計画											
小平市男女共同参画推進計画 (小平アクティブプラン21)											
	第三次計画		第四次計画								
	令和4～8年度（5カ年計画）										
	調査・検討										
	策定										